



家畜衛生広報 いいだ

2025, No. 8 R7. 10. 2 発行

飯田家畜保健衛生所
飯伊家畜畜産物衛生指導協会
Tel 0265-53-0439, 0440
Fax 0265-53-0441
E-mail iidakachiku@pref.nagano.lg.jp
<http://www.pref.nagano.lg.jp/iidakachiku/>

昨年度に引き続き

小規模家さん飼養者様へ 鳥インフルエンザ発生予防のため 2点のお願いです！

国の指示により
当分の間
毎月実施する
予定です。

- ① 以下の3項目（飼養衛生管理基準）の自己点検をお願いします！
- ② 自己点検の結果について、飯田家畜保健衛生所まで、
電話、別紙の郵送、FAX又はe-mailでご報告ください。
締切：令和7年10月8日（水）必着

飯田家畜保健衛生所

電話：0265-53-0440 FAX：0265-53-0441

郵送先：〒395-0034 飯田市追手町 2-678(飯田合同庁舎内)

e-mail:iidakachiku@pre.nagano.lg.jp

以下の3項目について自己点検して頂き、ご報告をお願いします。

1. 鶏などの世話をする
前後は、手洗い・消毒をする。



2. 家さん舎に入る時は、
専用衣服と専用靴に
履替える。

専用靴



3. 家さん舎に野生動物（野鳥、
ネズミ等）が入らないよう防
鳥ネット等で侵入防止対策を
実施する。



<鶏舎>



飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「**飼養衛生管理基準**」を**遵守する義務**があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省

飼養衛生管理基準

検索

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、家きんで **14 道県 51 事例**が確認され、932 万羽が殺処分されました。**野鳥では全国 228 事例**が確認されたのみでなく、**長野県内で初めて野鳥からウイルスが検出されました**。韓国では家きん農家での発生が確認され、今シーズンにおいても、**厳重な警戒が必要です！**

ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生すると、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、国内の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

高病原性鳥インフルエンザについて

- ①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥により国内へ持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）**等が媒介し、地域の汚染が拡大します。
- ③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、家きん舎等に持ち込まれる可能性があります。**
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡します。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

➤ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、治療や指示などを受けましょう。

別紙：飯田家畜保健衛生所行き

F A X：0265-53-0441

下表にご記入の上、ご報告願います。

(FAX 番号はお間違えが無いようにご注意ください。)

氏名		
住所		
電話番号		
実施している 場合又は該当が ない場合は○印 を、 実施していない 場合は×印をお 願います。		1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。
		2. 家きん舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
		3. 家きん舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らない よう防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点が ありましたら ご記入ください		



長野県 PR キャラクター
©長野県
アルクマ